

高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）申請取扱要領
（令和6年4月1日改正）

高知県では、「高知県産業振興計画」（以下「産業振興計画」という。）に基づく、「地域アクションプラン」の実現に向けて、各地域のニーズや課題等に応じた「高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）」（以下、「アドバイザー」という。）の派遣を行い、組織づくりや、商品企画、生産、流通、販売に至るまでの指導及び助言等を通じて、地域の産業づくりを支援することを目的に、高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）を実施いたします。当事業の活用を希望される方は、本要領に従い申請ください。

1. 事業名

高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）

2. 事業概要

産業振興計画に基づく「地域アクションプラン」等の事業に対する指導・助言を行う専門家を派遣します。

3. 対象となる団体

「地域アクションプラン」に位置付けられた取組又は位置付けが予定されている取組に関わる事業主体、並びに「地域アクションプラン」等産業振興計画への位置付けを目指す事業の事業主体で知事が適当と認める事業主体

4. アドバイザーへの謝金額

当制度で負担できる謝金額は、次の（1）ア又はイのいずれか及び（2）の合算額となります。

（1）報償費

ア 1回の職務に要する時間が4時間以上となる場合

50,000円/回

イ 1回の職務に要する時間が4時間未満となる場合

30,000円/回

（2）県の旅費規程に基づき算定した旅費相当額

5. 申請方法

次の資料をご提出ください。申請期限及び提出先は「6.」に記載のとおりです。

- ・高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）申請書（実施要領様式第1号）
- ・高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）派遣概要書（実施要領様式第2号）
- ・高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）経歴書（実施要領様式第3号）
- ・申請者の現在の活動内容や課題等補足資料
- ・団体等の定款、規約、会則又は活動の概要等（任意団体のみ）

※提出された申請書は返却できません。ただし、申請書に不備があった際、指定する期日までに申請書類を修正できなかった場合は、申請書類を返却いたします。

6. 申請期限及び提出先

申請期限：指導・助言を受けようとする日の30日前まで

提出先：申請者の所在地域担当の高知県産業振興推進地域本部（以下、「地域本部」という。）

(地域本部については、別紙をご覧ください。)

7. 採択の基準

以下の項目について確認のうえ、アドバイザー派遣の適否を判断します。

- ・「高知県産業振興計画」又は「地域アクションプラン」との整合性はあるか
- ・申請者は、事業内容を正確に把握しているか。
- ・関係機関等合意形成の状況・役割分担など、アドバイザーの派遣により、今後事業化を図っていくことができると認められるか。
- ・年間の派遣時期・内容は妥当か。また、遂行できるか。
- ・具体的な成功事例に繋がるような、内容・回数になっているか。
- ・他に活用できる制度がないか。(国の事業など)
- ・アドバイザーの経歴と今回の指導内容は合致しているか。
- ・派遣により、事業等の改善と向上が図れるか。
- ・先進的な取り組みであるか。
- ・付加価値の向上、収益の向上など、成果が見込まれるか。
- ・地域への波及効果(雇用、県産品の販路拡大など)が見込まれるか。

8. 採択の決定

「7. 採択の基準」に従い審査を行い、結果については申請者及びアドバイザーに対して書面にて通知します。

9. 事業の内容等について変更または中止する場合

アドバイザーの変更、指導・助言の内容の変更、指導・助言の回数の変更、またはその活動を中止する場合、事前に次のとおり申請をしていただく必要があります。

提出書類：

- ・高知県産業振興アドバイザー(課題解決型)変更(中止)申請書(実施要領様式第5号)
- ・高知県産業振興アドバイザー(課題解決型)変更派遣概要書(実施要領様式第2号)
- ・高知県産業振興アドバイザー(課題解決型)経歴書(実施要領様式第3号)(※アドバイザーを変更する場合)
- ・申請者の現在の活動内容や課題等補足資料(※変更内容を補足するもの)

申請期限：変更・中止をしようとする日の30日前

提出先：地域本部

10. 指導・助言実施報告書(事業主体用)と謝金の支払い

指導・助言の実施1回毎に指導・助言内容報告書(実施主体用)を作成し、地域本部に提出してください。指導・助言内容報告書(実施主体用)の提出が確認できましたら、提出日の翌月20日頃に、県からアドバイザーに謝金及び交通費をお支払いします。

提出書類：

- ・高知県産業振興アドバイザー(課題解決型)指導・助言内容報告書(実施主体用)(実施要領様式第7号)
- ・その他補足資料(※必要に応じて)

提出期限：指導・助言実施日から14日以内または3月末日のいずれか早い日

提出先：地域本部

11. 指導・助言内容報告書（アドバイザー用）

アドバイザーには、全ての指導・助言終了後に指導・助言内容完了報告書を作成し、地域本部に提出していただきます。

提出書類：

- ・高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）指導・助言内容完了報告書（アドバイザー用）（実施要領様式第8号）

提出期限：最終の指導・助言実施日から30日以内または3月末日のいずれか早い日

提出先：地域本部

12. 事業終了の報告

アドバイザーからの指導・助言の全日程が終了した後に、次のとおり実績報告書を提出してください。

提出書類：

- ・高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）実績報告書（実施要領様式第9号）
- ・参考資料（※必要に応じて）

提出期限：事業終了後30日以内または3月末日のいずれか早い日

提出先：地域本部

13. 事業終了後の進捗状況の報告

当事業の終了後、翌年度9月末日の進捗状況について、次のとおり進捗状況報告書提出してください。なお、進捗状況を拝見し、必要に応じて追加資料の提供やヒアリングをお願いする場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

提出書類：

- ・高知県産業振興アドバイザー（課題解決型）進捗報告状況書（実施要領様式第10号）（※翌年度9月末日の状況を記入してください）
- ・その他補足資料（※必要に応じて）

提出期限：10月末日

提出先：地域本部

※上記の報告時点について、地域本部が特に必要と認める場合は、事業完了から6ヶ月が経過した日以後において任意に設定できるものとする。

14. 本事業に関する問い合わせ先

<当事業への申請方法詳細に関する問い合わせ>

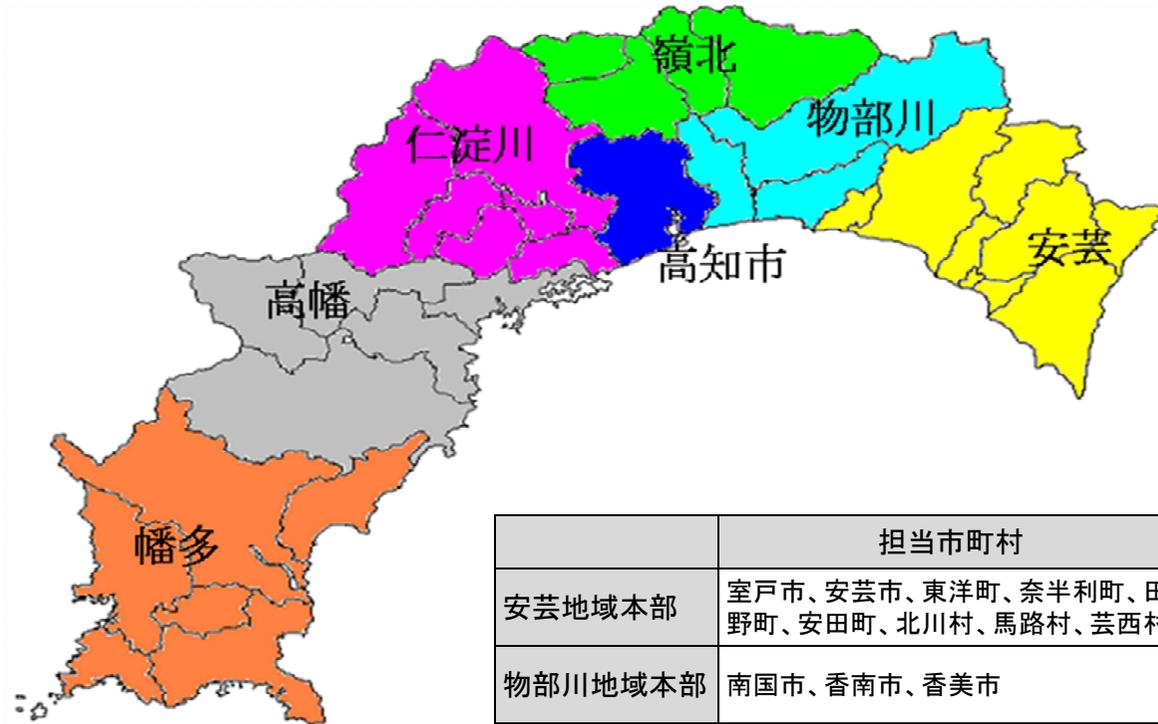
高知県 産業振興推進地域本部（別紙参照）

<事業全体についての問い合わせ>

高知県庁 産業振興推進部 産業政策課 地域産業担当

TEL：088-823-9334 FAX：088-823-9255

産業振興推進地域本部一覧 ～高知県産業振興アドバイザー申請受付窓口～



	担当市町村	住所	電話番号
安芸地域本部	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎2階	0887-34-1270
物部川地域本部	南国市、香南市、香美市	香美市土佐山田町加茂777 香美農林合同庁舎1階	0887-57-0015
高知市地域本部	高知市	高知市本町5丁目1-45 高知市役所本庁舎4階	088-872-5885
嶺北地域本部	本山町、大豊町、土佐町、大川村	本山町本山946-6 中央東土木事務所本山事務所1階	0887-70-1015
仁淀川地域本部	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村	土佐市高岡町乙3229 土佐合同庁舎1階	088-852-7256
高幡地域本部	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町	須崎市西古市町1-24 須崎総合庁舎3階	0889-40-0205
幡多地域本部	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎3階	0880-35-8616